平成２４年（フ）第４０１号
福井県坂井市春江町高江第３号55番地17
債務者　宮本　　信
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
長野市大字若槻東条1162番地５
債務者　新井　悦子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７４４号
兵庫県西宮市山口町上山口765番地サンスコーレ壱番館305号
債務者　丸岡　　崇
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５号
兵庫県西宮市笠屋町14番１―206号
債務者　尾花　淑恵（旧姓越智）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３７号
北九州市八幡西区浅川２丁目19番18―100号
債務者　西日本システムクリエイトこと　髙本功一
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６６７号
北九州市八幡東区諏訪１丁目２番５―301号
債務者　黒澤幸二郎
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８０８号
北九州市小倉南区中貫１丁目21―４　ブルースカイハイム106号、住民票上の住所福岡県行橋市大字道場寺1336番地　高橋アパート２号
債務者　金子　美香（旧姓油利）
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８４４号
北九州市八幡西区馬場山東１丁目１番22号
債務者　前田　伸子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８６９号
北九州市八幡西区八枝３丁目12番17―101号
債務者　岩本美智子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８９６号
北九州市小倉北区須賀町７番28―401号
債務者　有田　聖子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９０６号
北九州市小倉北区三萩野２丁目５―10―908号　白石勝宏方、住民票上の住所北九州市小倉北区原町２丁目２番14―1408号
債務者　大山みどり（旧姓門司）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９７号
佐賀県鹿島市浜町乙2733番地２
債務者　大城　　靖
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１１４９号
神戸市灘区水道筋５丁目１番７―408号、従前の住所神戸市灘区篠原南町２丁目２番20―402号
債務者　吉里　竜一
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５７号
神戸市灘区大内通６丁目２番18号
債務者　伊達　孝之（旧姓山上）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５８号
神戸市灘区大内通６丁目２番18号
債務者　山上　君雄
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２９号
山口県柳井市柳井2300番地７
債務者　金光　孝子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１３２号
山口県大島郡周防大島町大字久賀7127番地１、住民票上の住所山口県大島郡周防大島町大字久賀7127番地５
債務者　木寺　祥雄
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
山口地方裁判所岩国支部